

「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設

現 状

- ・理学療法士・作業療法士は患者一人ひとりの特性を分析し理学療法・作業療法を行う高いスキルを持っている。
- ・法律により、医師の指示のもとに理学療法・作業療法を行うこととされているが、医療行為とならない健康づくりサービスに関する規定はない。

課 題

- ・広域分散型の地域構造がある一方で、医療施設や医師が偏在しており、過疎地域等に在住する中・高年齢層は予防的な健康づくりのためのトレーニングの機会に恵まれない。

⇒理学療法士・作業療法士のスキルを積極的に活用した持続的な健康づくりの取組が推進されるよう地域において高度な健康づくりサービスを提供する担い手づくりが必要。

目指すすがた

理学療法士・作業療法士のスキルを生かした
高度な健康づくりサービスの提供

(健常者を対象とした生活機能の評価・分析と相談・運動指導等)

理学療法、作業療法
を医師の指示のもと
に行うことを規定
(身体(又は精神)に障
害のある者が対象)

必要となる専門
教育の付与



- 業務領域の一部として、健康づくりサービスを明確化
- 高度な健康づくりサービスを行う者に対する特区理学療法士・特区作業療法士の名称使用
- 医療スキルを活かしたサービスであることの標榜

《 期待される効果 》

- ・中・高年齢層の健康増進
- ・地域における医療スキルを生かした高度な健康づくりサービスの創出

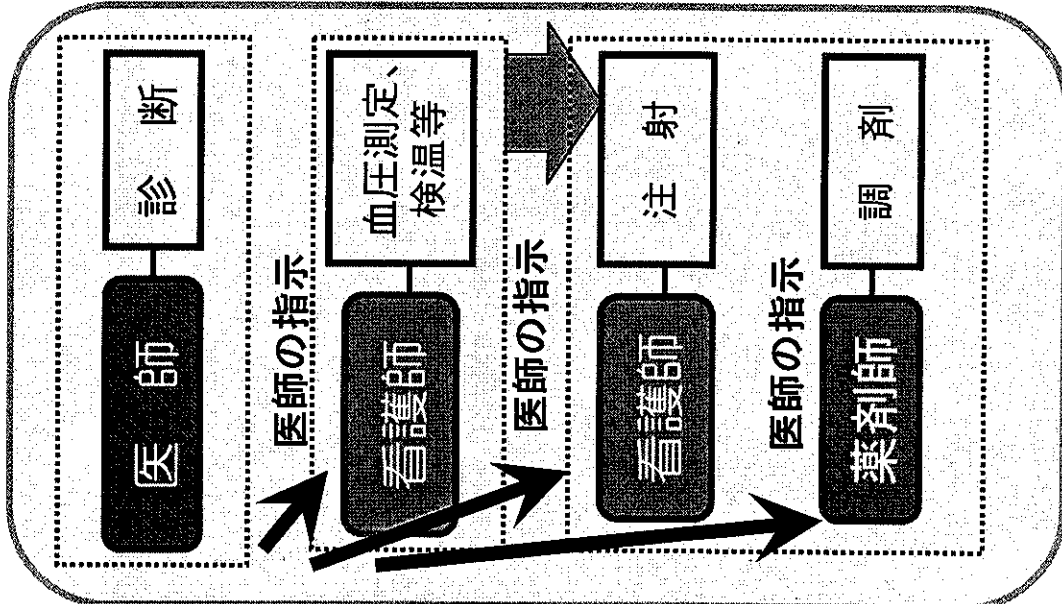
「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設＜新旧対照表＞

区分	現行		権限移譲後	
	理学療法士・作業療法士の業務領域	理学療法士及び作業療法士法	理学療法士・作業療法士の業務領域の明確化	理学療法士及び作業療法士法
イメージ図	理学療法士	対象者 身体に障害のある者	理学療法士	対象者 身体に障害のある者
	作業療法士	対象者 身体又は精神に障害のある者	作業療法士	対象者 身体又は精神に障害のある者
法令制度	理学療法士	・診療の補助として理学療法を行う（法第15条第1項）	理学療法士	・同左
	作業療法士	・診療の補助として作業療法を行う（法第15条第2項）	作業療法士	・同左
【特区における理学療法士・作業療法士の名称の使用の特例】 ～理学療法士及び作業療法士法	理学療法士	・理学療法士でない者は、理学療法士、機能療法士その他のまぎらわしい名称を使用してはならない（法第17条第1項）	理学療法士	理学療法士で、北海道知事が認めた専門教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かし、健康づくりサービスを行う者に対して、医療スキルを活かしたサービスであることを示し、特区理学療法士（仮称）の名称を用いることを認める。
	作業療法士	・作業療法士でない者は、作業療法士、職能療法士その他のまぎらわしい名称を使用してはならない（法第17条第2項）	作業療法士	作業療法士で、北海道知事が認めた専門教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かし、健康づくりサービスを行う者に対して、医療スキルを活かしたサービスであることを示し、特区作業療法士（仮称）の名称を用いることを認める。
【特区提案】 ○ 広域分散型の地域構造のもと、中・高齢層等の予防的な健康づくりのためのサービス担い手としての「理学療法士」「作業療法士」が医療行為とならない健康増進に資する業務を明確化した条文を追加するとともに、北海道において健康増進に資する業務を専門的な教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かした健康増進に資する業務を行う者に対し、医療スキルを活かしたサービスであることを示し、特区理学療法士（仮称）・特区作業療法士（仮称）の資格名を使用すること	理学療法士	・理学療法士でない者は、理学療法士、機能療法士その他のまぎらわしい名称を使用してはならない（法第17条第1項）	理学療法士	理学療法士で、北海道知事が認めた専門教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かし、健康づくりサービスを行う者に対して、医療スキルを活かしたサービスであることを示し、特区理学療法士（仮称）の名称を用いることを認める。
	作業療法士	・作業療法士でない者は、作業療法士、職能療法士その他のまぎらわしい名称を使用してはならない（法第17条第2項）	作業療法士	作業療法士で、北海道知事が認めた専門教育を修了し、高度な専門知識や技術を活かし、健康づくりサービスを行う者に対して、医療スキルを活かしたサービスであることを示し、特区作業療法士（仮称）の名称を用いることを認める。

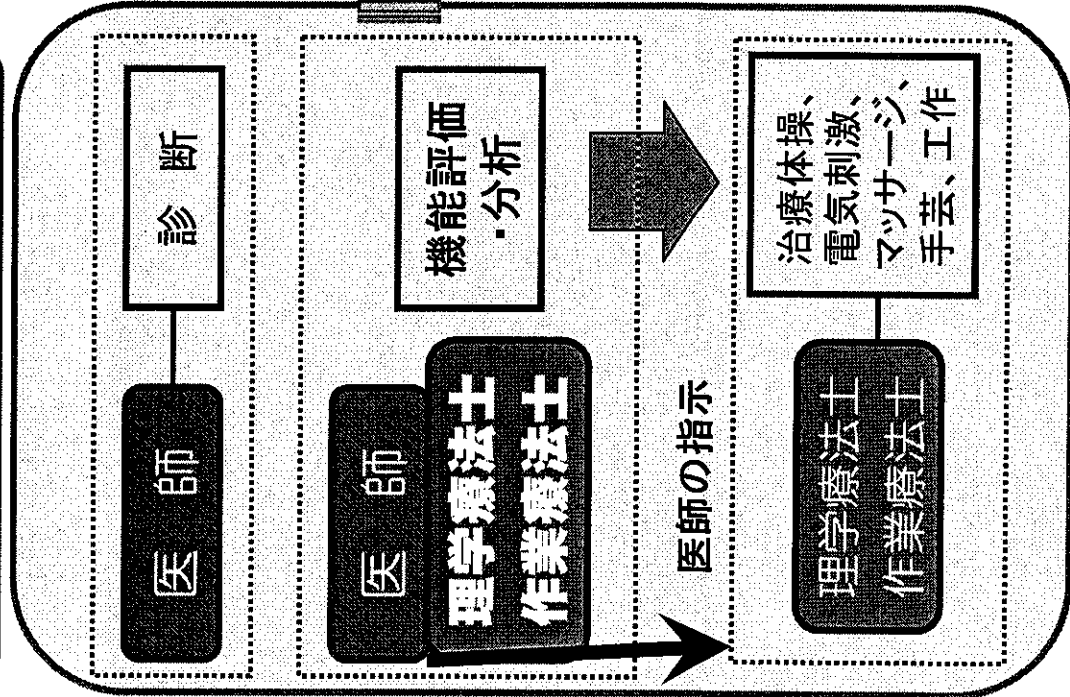
現在の医療行為と新しい運動指導等サービス

医療行為

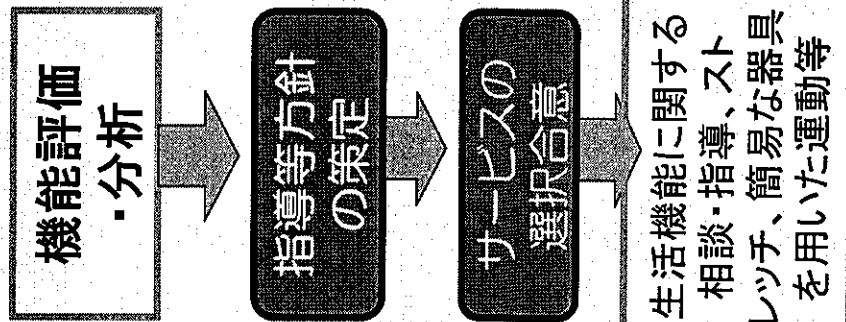
一般的な業務フロー（例）



理学療法・作業療法を
ともなう医療行為



応用
活用



高度な専門知識や技術を活かした健康づくりサービスを行う者には、特設理学療法士（仮称）・特設作業療法士（仮称）の名称使用
道州制特区における医療行為とならない業務領域の明確化

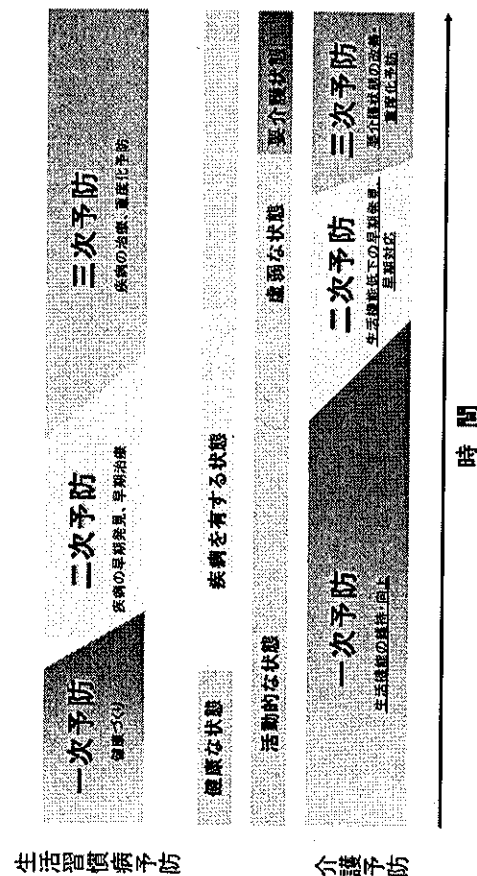
生活習慣病予防や介護予防への期待

生活習慣病予防においては、疾病を有する状態とならない段階、介護予防においては、要介護とならない段階において、積極的な予防の取組が必要。

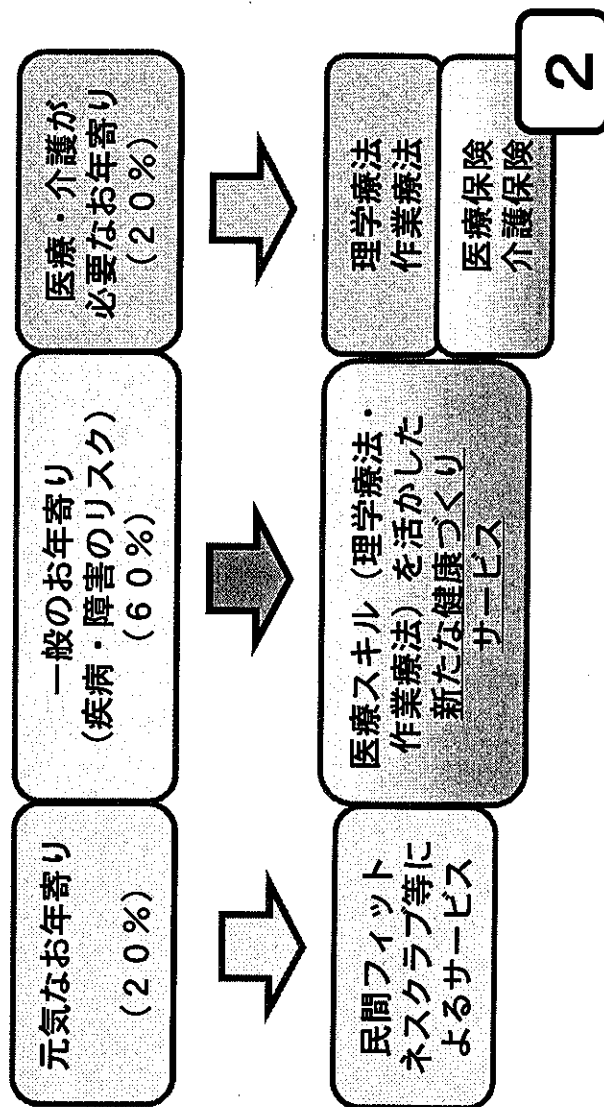
特に、一般の在宅高齢者には、疾病や障害のリスクを抱え、健康に対して、なんらかの不安、不便を感じつつ生活している者が少なくない。

社会保障費抑制のため、医療の一部が病院から地域（通所、訪問）に移行する中、道民自らが心身機能の低下を抑えとともに、医療行為とならない範囲で、こうしたした取組を支える地域の仕組みづくりが必要。

生活習慣病予防及び介護予防の「予防」の段階



高齢者に必要となる健康づくりサービス



現行理学療法士・作業療法士の医療スキルへの期待

理学療法士・作業療法士は、呼吸器疾患、脳血管疾患等を含めハイリスクな患者の一人ひとりの特性を分析した理学療法・作業療法を行っている。こうした職業的なスキルを中・高齢層の健康づくりに活用されることが期待される。

理学療法士・作業療法士
の専門性

一人ひとりの機能評価・分析

生活能力障害の原因を特定

問題解決手法の
特定・実行

生活自立支援

例えば・・・要介護の原
因となる転倒骨折を防止、
認知症予防のため・・・

一人ひとりの特性を分析して・・・

- 平衡機能のトレーニング
- 関節・筋力のトレーニング
- 記憶機能のトレーニング

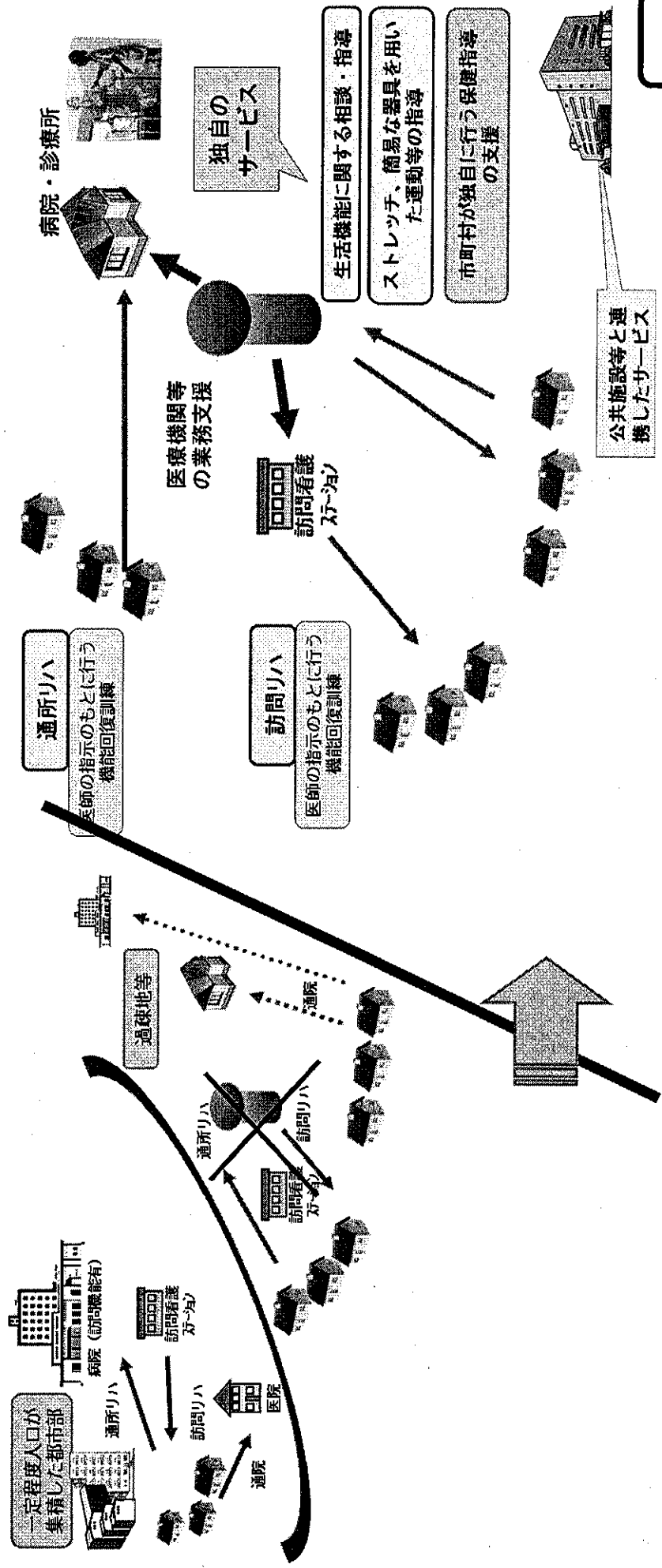
問題解決型フィットネスを実現



特 別 区 理 学 療 法 士 ・ 特 別 区 作 業 療 法 士 による新たな業務領域

一定程度の人口が集積した都市部においては、医療機関等を拠点とした事業が可能であるが、人口減少が進む地域においては、サービス水準は十分ではない。

道州制特区制度により、人口減少が進む地域においても、新たな健康づくりサービスのビジネスモデルが確立されることにより、都市部と同様なサービスの提供が可能となる。



新たな業務領域に対応した担い手の育成①

理学療法士・作業療法士は、医療従事者として、それぞれ理学療法、作業療法を行っている。

道州制特区制度において、新たな健康づくりサービスを実施するため、現在医療スキルをベースに高齢者の介護予防やリハビリの最新知識・技術の習得や地域の保険医療ニーズの抽出、コーディネート機能等を習得し、地域の健康づくりを総合的に支援する。

＜ 専門的な教育の目的 ＞

1. 北海道民の健康保持・増進に資する人材を、特区による理学療法士・作業療法士の業務領域の拡大により確保する
2. 医療資源配置の不均衡を、現リソースの機能を最大限に生かしながら（ソフト的に）是正する
3. 現行法内では広域分散型の地域構造のために抜け落ちる医療保険サービスを補完するとともに、情報の双方向化により地域医療保健の効率化をはかる

理学療法士

作業療法士

大学における
extra
education

スクーリングと
地域実践演習

修了証の交付

高度な健康づくり
サービスの拡大

新たな業務領域に対応した担い手の育成②

専門的な教育は、

- ① 教育施設等にて介護予防やスポーツ障害を予防するための知識・技術や地域における健康づくりのコーディネートに必要となる知識・手法等の習得
- ② 地域活動を行う上で必要となる住民や関係機関・団体へのアプローチの手法や地域課題の調査・分析、健康づくり活動の企画と運営の実践的演習等を行う。

講義の内容

介護予防

スポーツ障害の
予防

コーディネート

制度・政策

老年期の
生理

運動器の機
能向上

組織コミュニ
ケーション

介護予防
制度

老年期の
心理

スポーツ障害
の予防

グループ
ワーク

医療保険
マネージメント

老化と生活
機能

運動処方論

カウンセリン
グ

コンプライア
ンス

転倒予防

健康行動
学

カウセン
グ

北海道の医療
保健施策

リスク管理



地域実践演習

テーマの選定（例）

介護予防、スポーツ障害の予防等

住民組織、関係機関・
団体等の実態把握
（調査等）

講演、健康教室
等の
企画・立案

関係機関・団体
等の調整

講演、健康教室
等の実施

実施後の評価
と企画案の
再構築

理学療法士による起業事例

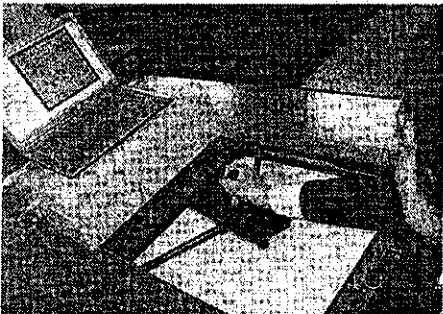
1 道内事例

区 分	事業の概要
株式会社アフィオ (札幌市)	健康増進、スポーツ医科学、リハビリテーションにかかわるサービスの開発・販売、用具や機器の製造・販売、コンサルティング等を行っている。 サービス部門の事業として、ひざの運動機能の評価を行い、ストレッチや筋力強化運動、バランス保持運動、スタビライゼーション（安定性を強化するための運動）等を行う「ひざイタ予防教室」を開設している。
しょうがい予防研究所 (札幌市)	病院で運動器系のリハビリテーション（理学療法）に従事した理学療法士が、独立して個人事務所を設立。スポーツ障害予防の運動指導を行うとともに、若手理学療法士のスキル向上のための指導等を行っている。

2 道外事例

区 分	事業の概要
ヒューマンコンディショニングPNFセンター (東京都千代田区)	1 運動療法による治療 2 運動療法に関する教授・研究・指導・講演・講習会開催
Physio(フィジオ) (滋賀県長浜市)	1 疼痛の改善、スポーツの試合前のコンディショニング、姿勢・運動パターンの改善等のための検査、運動指導、栄養指導等を実施 2 一般女性、産後の女性、ゴルファー等を対象とした腰椎骨盤帯股関節ユニットに関わる神経・筋骨格系の機能異常の改善 3 加圧トレーニング（日常活動レベルの負荷強度での筋肥大・筋力増強） 4 インソールの製作・靴のアドバイス
有限会社トータルライフ クリエイト (大阪府吹田市)	理学療法士による「訪問看護ステーション」の経営
株式会社誠和医科学 (奈良県奈良市)	1 訪問看護、通所介護 2 保険適用外の健康増進、疾病予防、介護予防、リハビリテーション、生活自立支援等 3 市町村地域支援事業（介護予防）受託
株式会社アール・ケア (岡山県玉野市)	理学療法士による「デイサービスセンター」「訪問看護ステーション」「グループホーム」等の経営

ひざの痛みなどの改善を目指す「ひざイ
タ予防教室」



りでも安全、安
心に取り組める
簡単な運動はか
り。
教室は今年1
月から始めた
が、まだ札幌の
1カ所だけ。今
後は全道各地に
患者が1人で取
り組めるリハビ
リ装置「キネッ
ション」

脳血管障害による手足の
まひをはじめとする各種
リハビリ患者が対象だ。
コンピューター制御の
モーターが患者の手や足
に抵抗をかけ、感覚や運
動機能の向上を目指す。
医療機関向けに販売。理
学療法士がずっと付いて
いなくても一人でリハビ
リができるのが特長。
購入第1号は東京の民
間病院で、6月末に納品
の見込み。現在は病院向

金の准教授は「理学療
法の恩恵を、医療の中だ
けではなく、多くの人が
身近に受けられるよう、
サービスや機器などを開
発、提供していきたい」
と話す。
ひざイタ予防教室は随
時、参加希望者の登録を
受け付け中。問い合わせ
は、同社0800・32
56・6637、ファク
ス011・611・21
43へ。

アフィオ(札幌、高尾
良英社長、資本金200
万円)。同大の理学療法
士の教員3人と、道外の
スポーツ整形外科医や工
学研究者、IT技術の専
門家ら計6人が個人出資

札幌大の 研究成果 事業化し社会に還元

健康増進、スポーツ医科学、リハビリテーションの分野で、札幌大の研
究成果を事業化する札幌大ベンチャー企業が動き出した。成果を活用し
サービスや機器などを開発、販売。理学療法士の成果やノウハウを医療機関
や患者だけではなく、広く病院の外にも提供、還元することを目指してい
る。

ベンチャー企業「アフィオ」

アフィオ(札幌、高尾
良英社長、資本金200
万円)。同大の理学療法
士の教員3人と、道外の
スポーツ整形外科医や工
学研究者、IT技術の専
門家ら計6人が個人出資

開に乗り出した。
「1、2、3、4」。
札幌市中央区の民間スタ
ジオ。理学療法士の指導
で、十数人の中高年がス
ムを取るとひざの軟骨
がすり減って痛みなどが
生じる変形性膝関節症に
対する運動療法プログラ
ムを、一般向けに提供し

トレッチや筋力強化の運
動に汗を流していた。同
社が事業の柱の一つと位
置付けるサービス部門で
展開中の「ひざイタ予防
教室」だ。
年を取るとひざの軟骨
がすり減って痛みなどが
生じる変形性膝関節症に
対する運動療法プログラ
ムを、一般向けに提供し

究所(産総研、茨城県つ
くば市)が研究開発した
プログラムで、痛みの改
善や運動機能の向上は実
証済み。週2回、計12週
間のプログラムはお年寄
の事業の柱が、機器開発
などのデバイス部門。今
年4月から、同大と産総
研の研究成果をもとに開
発したリハビリテーショ
ン装置「キネッション」
の製造、販売を始めた。
脳血管障害による手足の
まひをはじめとする各種
リハビリ患者が対象だ。
コンピューター制御の
モーターが患者の手や足
に抵抗をかけ、感覚や運
動機能の向上を目指す。
医療機関向けに販売。理
学療法士がずっと付いて
いなくても一人でリハビ
リができるのが特長。
購入第1号は東京の民
間病院で、6月末に納品
の見込み。現在は病院向

の機器だが、同社は家
庭でのエクササイズに
も活用できるよう、安価
で簡単な機器の開発にも
力を入れる計画だ。

経済
@さっぽろ

(まとめ)特区提案のねらい

1 医療スキルを活かしたサービスであることを示すとともに、質の高いサービスを提供することを特区提案において積極的に示す

2 法令において理学療法士・作業療法士による健康づくりサービスの積極的な位置付けることにより、地域の行政機関や関係団体の取組の動機づけとする

3 質の高いサービスの前提として、

(1) 一人ひとりの機能評価・分析とそれに応じた運動プログラムの作成等

(2) 地域で健康づくりのコーディネート等の推進

(高齢者の特性やコミュニケーション能力、関係機関・団体等のコーディネート)

を行い得るスキルアップのための専門的な教育を実施する

高齢化や人口減少が進む地域においても
持続的な「健康長寿」の取組の実現

■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

（定義）

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

（免許）

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（業務）

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマツサージについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（名称の使用制限）

第十七条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

次期委員会への申し送り事項（案）

道州制特別区域提案検討委員会

（任期：H19.7.30～H21.7.29）

1 総括的な事項

（1）審議の進め方について

- 道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。
- 寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をよりの確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、今後も、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

（2）審議・答申分野について

- 道民提案（314件）については、一通り審議を終了し、「地域医療」、「食やくらしの安全・安心」、「環境」、「観光」、「地域再生・地方自治」など、多岐にわたる分野について、27項目の答申を行ったところであるが、答申につながらなかった分野として、「雇用」、「子育て」、「教育・学校」などの分野があるほか、本道の基幹産業の一つである「農業」に関しても具体的な審議を行えなかった。
- 今後、本道の特性（農業や観光が基幹産業の一つ、豊かな自然環境、安全・安心な食など）や現状（地域医療の崩壊、少子・高齢化の進展、雇用・経済の悪化など）を踏まえ、本道の持つ強みをさらに強めるような分野や、弱みの克服につながるような分野において、さらに審議を重ねていく必要がある。

（3）道民提案について

- 道民から寄せられた貴重な道民提案を、より有効に活用していくことが大切であり、審議を一旦終了したものについても、再検討する必要がある。したがって、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含む、これまでの道民提案（314件）についても、さらなる活用を図っていくことが有効な方策の一つである。
- 道民提案については、募集そのものが道州制特区の普及啓発につながるものであることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫をしながら、新たな提案の募集に努める必要がある。

(4) 庁内提案について

- 道自らが施策の遂行や業務処理の改善のため、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案に積極的に取り組む必要がある。
- 道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革推進委員会で検討されている内容(国の関与・義務付け・枠付けの廃止など)の中からも、道として積極的に提案に向けた検討を進める必要がある。

(5) その他

- 道州制特区の審議は、道民ニーズに応え、道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会の審議がより多くの道民・国民に関心をもっていただけるよう努力していくと同時に、より多くの委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要があること。

2 個別の事項

(個々具体の道民提案・庁内提案について、第32回委員会の審議結果により記載)

道州制特区提案検討委員会 開催状況 (H19.7 ~ H21.7)

委員会	年月日	審 議 事 項
第 1 回	19. 7.30	会長、副会長の選任／審議方法・審議スケジュールなど
第 2 回	19. 8.28	道民提案第 1 次整理（地域医療）／緊急提案案件審議（地域医療） ◎参考人意見聴取…地域医療＜名寄市立大学学長＞
第 3 回	19. 9. 7	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第 4 回	19. 9.25	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第 5 回	19.10. 2	答申案審議（地域医療・食品表示・水道）

19.10. 3	第 1 回答申 【3 分野 5 項目】
----------	---------------------

第 6 回	19.10.19	道民提案第 1 次整理（地域医療以外の分野）／検討テーマ選定
第 7 回	19.10.30	分野別審議（検討項目の絞り込み…環境・観光・地方自治）
第 8 回	19.11. 6	分野別審議（環境）
第 9 回	19.11.15	分野別審議（環境・観光・地方自治）
第 10 回	19.11.27	分野別審議（観光・地方自治）／整理案審議（環境・観光） ◎参考人意見聴取…地方自治＜北海道町内会連合会代表理事＞
第 11 回	19.12. 7	分野別審議（観光）／整理案審議（地方自治）／答申案審議（環境・観光）
第 12 回	19.12.17	答申案審議（環境・観光・地方自治）

19.12.18	第 2 回答申 【3 分野 11 項目】
----------	----------------------

第 13 回	20. 2. 6	道民提案第 1 次整理（追加分）／検討テーマ選定
第 14 回	20. 3.21	継続案件審議（広域中核市など）／検討テーマ選定 ◎参考人意見聴取…＜「明日の北海道を考える会」（道経連専務）＞
第 15 回	20. 4.11	分野別審議（検討項目の絞り込み…産業・雇用）
第 16 回	20. 4.24	分野別審議（検討項目の絞り込み…地域再生） ◎参考人意見聴取…広域中核市＜北海道市長会会長（登別市長）＞

委員会	年月日	審 議 事 項
第 17 回	20. 5.13	分野別審議 (産業・雇用、地域再生)
第 18 回	20. 5.29	分野別審議 (産業・雇用、地域再生) ◎参考人意見聴取…コミュニティハウス＜NPO法人代表＞
第 19 回	20. 6.12	分野別審議 (産業・雇用、地域再生) / 整理案審議 (地域再生)
第 20 回	20. 6.25	整理案審議 (地域再生) / 答申案審議 (地域再生)
第 21 回	20. 7. 9	整理案審議 (地域再生) / 答申案審議 (地域再生)
第 22 回	20. 7.17	答申案審議 (地方自治・地域再生)

20.7.18	第 3 回答申 【1 分野 6 項目】
---------	---------------------

第 23 回	20. 9.25	道民提案第 1 次整理 (追加分)
第 24 回	20.11. 6	継続案件審議 (空港) / 分野別審議 (地域振興、福祉)
第 25 回	20.11.27	分野別審議 (地域医療) ◎参考人意見聴取…地域医療＜北海道医師会、北海道看護協会＞
第 26 回	20.12.12	分野別審議 (地域医療、経済)
第 27 回	21. 1.22	分野別審議 (地域医療、地域振興、福祉) ◎参考人意見聴取…地域医療＜奈井江町立国保病院事務長＞
第 28 回	21. 2.20	分野別審議 (地域医療、地域振興、経済) / 整理案審議 (地域振興、福祉)
第 29 回	21. 3.17	分野別審議 (経済) / 整理案審議 (地域医療、地域振興) / 答申案審議 (地域振興、福祉)
第 30 回	21. 3.30	整理案審議 (経済) / 答申案審議 (地方自治・地域再生、地域医療、健康づくり産業)

21.4.10	第 4 回答申 【3 分野 5 項目】
---------	---------------------

第 31 回	21. 4.30	継続案件審議 (カジノ) / プレーンストーミング ◎参考人意見聴取…カジノ＜「小樽にカジノを誘致する会」事務局長＞
第 32 回	21. 7.27	継続案件審議 (理学療法士・作業療法士) / 総括

※ 地域意見交換会の開催 … 釧路市 (20.9.1)、旭川市 (21.6.25)

次期委員会への申し送り事項~~＝(案)＝~~

道州制特別区域提案検討委員会

(任期: H19.7.30 ～ H21.7.29)

1 総括的な事項

(1) 審議の進め方について

- 道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。
- 寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をよりの確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、今後も、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

(2) 審議・答申分野について

- 道民提案(314件)については、一通り審議を終了し、「地域医療」、「食やくらしの安全・安心」、「環境」、「観光」、「地域再生・地方自治」など、多岐にわたる分野について、27項目の答申を行ったところであるが、今後は、本道の実情(農業や観光が基幹産業~~の~~であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど)や現状(地域医療体制~~の~~崩壊の危機、少子・高齢化の進展、雇用・経済の悪化など)を踏まえ、本道の持つ強みをさらに強めるような分野や、弱みの克服につながるような分野において、関係分野の審議会等との連携や関係団体との意思疎通に配慮を図るよう努力しながら、さらに審議を重ねていく必要がある。

(3) 道民提案について

- 道民から寄せられた貴重な道民提案を、より有効に活用していくことが大切であり、審議を一旦終了したものについても、再検討する必要がある。したがって、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含む、これまでの道民提案(314件)についても、さらなる活用を図っていくことが有効な方策の一つである。
- 道民提案については、募集そのものが道州制特区の普及啓発につながるものであること、また、「特区提案によらなくても対応可能なもの」と第一次整理されたものであっても、そのことを提案者に明らかにできることが、制度や法令等の周知に一定の役割を果たすものであることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫をしながら、新たな提案の募集に努める必要がある。
- また、道民提案の募集を通じて、地域の人々がアイデアを出すだけでなく、それを具体的な取組にまでつなげることができるような仕組みも検討すべきである。

(4) 庁内提案について

- 道自らが施策の遂行や業務処理の改善のため、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案に積極的に取り組む必要がある。
- 道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革推進委員会で検討されている内容(国の関与・義務付け・枠付けの廃止など)の中からも、道として積極的に提案に向けた検討を進める必要がある。

(5) その他

- 道州制特区の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズに応え、道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会の審議がより多くの道民・国民に関心をもっていただけるよう努力していくと同時に、より多くの委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要があること。

2 個別の事項

(1) 道民提案(314件)の検討結果について

- 道民提案(314件)については、一通り審議を終了したところであるが、棄却という取扱をしたものはなく、今後とも、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効活用されたい。
また、十分な審議を行うため、関係団体・部局へのより一層の働きかけを行うなど、必要な資料の確保に努められたい。
- 継続検討という取扱をした次の3つの事項については、それぞれの状況に応じて、今後、検討されたい。
 - ① カジノ
地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など。
 - ② 自由貿易地域
提案者における具体的な内容の検討状況など。
 - ③ 空港
空港別収支など空港に関する国の情報開示の状況など。

(2) 庁内提案に係る継続案件について

- 『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、審議の結果、答申に向けて前向きに対応すべきとの結論を得たところであるので、今後、積極的に対応されたい。

次期委員会への申し送り事項

道州制特別区域提案検討委員会

(任期: H19.7.30 ~ H21.7.29)

1 総括的な事項

(1) 審議の進め方について

- 道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。
- 寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をよりの確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、今後も、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

(2) 審議・答申分野について

- 道民提案(314件)については、一通り審議を終了し、「地域医療」、「食やくらの安全・安心」、「環境」、「観光」、「地域再生・地方自治」など、多岐にわたる分野について、27項目の答申を行ったところであるが、今後は、本道の特性(農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど)や現状(地域医療体制崩壊の危機、少子・高齢化の進展、雇用・経済の悪化など)を踏まえ、本道の持つ強みをさらに強めるような分野や、弱みの克服につながるような分野において、関係分野の審議会等との連携や関係団体との意思疎通を図るよう努力しながら、さらに審議を重ねていく必要がある。

(3) 道民提案について

- 道民から寄せられた貴重な道民提案を、より有効に活用していくことが大切であり、審議を一旦終了したものについても、再検討する必要がある。したがって、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含む、これまでの道民提案(314件)についても、さらなる活用を図っていくことが有効な方策の一つである。
- 道民提案については、募集そのものが道州制特区の普及啓発につながるものであること、また、「特区提案によらなくても対応可能なもの」と第一次整理されたものであっても、そのことを提案者に明らかにできることが、制度や法令等の周知に一定の役割を果たすものであることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫をしながら、新たな提案の募集に努める必要がある。
- また、道民提案の募集を通じて、地域の人々がアイデアを出すだけでなく、それを具体的な取組にまでつなげることができるような仕組みも検討すべきである。

(4) 庁内提案について

- 道自らが施策の遂行や業務処理の改善のため、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案に積極的に取り組む必要がある。
- 道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革推進委員会で検討されている内容(国の関与・義務付け・枠付けの廃止など)の中からも、道として積極的に提案に向けた検討を進める必要がある。

(5) その他

- 道州制特区の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズに応え、道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会の審議がより多くの道民・国民に関心をもっていただけるよう努力していくと同時に、より多くの委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要があること。

2 個別の事項

(1) 道民提案(314件)の検討結果について

- 道民提案(314件)については、一通り審議を終了したところであるが、棄却という取扱をしたものはなく、今後とも、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効活用されたい。
また、十分な審議を行うため、関係団体・部局へのより一層の働きかけを行うなど、必要な資料の確保に努められたい。
- 継続検討という取扱をした次の3つの事項については、それぞれの状況に応じて、今後、検討されたい。
 - ① カジノ
地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など。
 - ② 自由貿易地域
提案者における具体的な内容の検討状況など。
 - ③ 空港
空港別収支など空港に関する国の情報開示の状況など。

(2) 庁内提案に係る継続案件について

- 『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、審議の結果、答申に向けて前向きに対応すべきとの結論を得たところであるので、今後、積極的に対応されたい。